

公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱

平成27年2月16日
世産公発第485号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人世田谷区産業振興公社（以下「公社」という。）が発行する刊行物、印刷物、電子媒体などへの企業等の情報の掲載、掲示及び企業等の広告ポスター、チラシ、パンフレット等を公社窓口（以下「窓口」という。）に掲示又は配置することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 公社が有する資産に掲載、掲示又は来所者が自由に持ち帰れるよう窓口に配置することにより提供する民間企業等の情報をいう。
- (2) 広告掲載物 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。
 - イ 公社が発行する刊行物及び印刷物
 - ロ 公社のホームページなどの電子媒体
 - ハ その他理事長が適当と認めるもの

(広告の範囲)

第3条 広告掲載物に掲載又は公社内に配置することができる広告は、法令等に違反せず、かつ、そのおそれのないもので、公正かつ社会的信用のあるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載物への掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの等その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 内容が公社の行う事業内容と関連性がないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないことと理事

長が認めるもの

(広告の規格、募集方法等)

第4条 事務局長は、広告の規格、掲載位置、募集方法、掲載料等について、当該広告媒体ごとにその性質に応じて、その都度定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、各基準を適用する。

(1) 中小企業勤労者福祉事業(以下「福祉事業」という。)に関する広告の掲載料及び折込料等は、別表第1に定める金額とする。

(2) 区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する広告の掲載料は、別表第2に定める金額とする。

(3) 区内中小企業の経営支援に関する広告の掲載料は、別表第3に定める金額とする。

3 事務局長は、前2項の規定にかかわらず、公社事業に係る広告の場合は掲載料等を徴収しないことができる。

(掲載の優先順位)

第5条 事務局長は、福祉事業における広告掲載物に掲載する広告を選定する際の優先順位について、次のとおり定める。

第1順位 民間企業等のうち区内に本社、支店等の活動拠点を有するもの

第2順位 民間企業等のうち、公共的性格を有するもの

第3順位 その他の民間企業等

2 前項の規定にかかわらず、中小企業勤労者福祉事業に関する広告掲載物に掲載する広告を選定する際の優先順位は、次のとおりとする。

第1順位 中小企業勤労者福祉事業に関する規則(以下「事業規則」という。)第4条の規定により入会した事業所

第2順位 事業規則第1条に規定する事業目的を達成するための契約を取り交わしている施設及び企業、又は理事長が特に認めた者

第3順位 理事長が特に認めた者

3 事務局長は、観光事業における広告掲載物に掲載する広告を選定する際の優先順位について、次のとおり定める。

第1順位 別に定める世田谷まちなか観光交流協会に加入した者

第2順位 それ以外の者

4 事務局長は、経営支援事業における広告掲載物に掲載する広告を選定する際の広告主を、世田谷区中小企業振興事業資金融資あっせん要綱(平成11年6月25日 世商発第105号)第6条に基づく協力金融機関と定める。

(広告の審査等)

第6条 事務局長は、前条に基づき広告媒体に掲載し、又は掲出する広告に関する審査を行い、その可否を決定する。

(広告掲載の取消し)

第7条 事務局長は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が公社の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (3) 広告主が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準じる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）又は反社会的勢力の支配・影響を受けていること、自己の役員（取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう）、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者であること、反社会的勢力に自己の名義を利用させる者であることが判明したとき
- (4) 広告主が掲載料を指定する期日までに納付しないとき
- (5) 前3号に掲げるもののほか、公社の業務上やむを得ない事由が生じたとき
(委任)

第8条 事務局長は、必要に応じこの要綱に定める自己の権限について、産業振興課長または地域活性・観光課長に委任することができる。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月16日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱の規定は、平成27年2月16日以降の広告申込について適用し、同日前の広告申込については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月16日から施行する。
- 2 一部改正後の公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱の規定は、平成28年2月16日以降の広告申込について適用し、同日前の広告申込については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月30日から施行する。
- 2 一部改正後の公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱の規定は、令和2年9月30日以降の広告申込について適用し、同日前の広告申込については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 一部改正後の公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱の規定は、令和2年12月1日以降の広告申込について適用し、同日前の広告申込については、なお従前の例による。
- 3 令和2年9月30日付改正の別表第2(第4条関係)については、脚注を削除する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 一部改正後の公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱の規定は、令和3年7月1日以降の広告申込について適用し、同日前の広告申込については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 一部改正後の公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱の規定は、令和5年7月1日以降の広告申込について適用し、同日前の広告申込については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 一部改正後の公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱の規定は、令和6年7月1日以降の広告申込について適用し、同日前の広告申込については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 一部改正後の公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱の規定は、令和8年2月1日以降の広告申込について適用し、同日前の広告申込については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

1 中小企業勤労者福祉事業に関する広告の掲載料

（1）会報誌「せら」（A4判）

掲載位置	大きさ	色数	掲載料金
裏表紙	1/2	4色	80,000円
	1/4	4色	40,000円
3頁以降	全面	4色	120,000円
	1/2	4色	60,000円
	1/3	4色	40,000円
	1/4	4色	30,000円

*連続6回掲載の場合は1回分を無料とする。

（2）セラ・サービス ホームページバナー広告

掲載位置	規格	形式	掲載料金（月額）
トップページ下	縦60ピクセル 横262ピクセル	JPG	会員・取引先 10,000円 上記以外 20,000円
	縦60ピクセル 横262ピクセル		会員・取引先 10,000円 上記以外 20,000円
会員専用ページ トップページ下	縦60ピクセル 横262ピクセル		会員・取引先 10,000円 上記以外 20,000円
	縦60ピクセル 横262ピクセル		会員・取引先 10,000円 上記以外 20,000円

2. 中小企業勤労者福祉事業に関する広告の折込料

広告主の順位		大きさ・重量	折込単価
第5条第2項	第1順位	A4判以内（10 ^{グラ} 未満）	6円
	第2順位	A4判以内（10 ^{グラ} 未満）	8円
	第3順位	A4判以内（10 ^{グラ} 未満）	10円
	第1順位	B4・A3判等（10～20 ^{グラ} ）	10円
	第2順位	B4・A3判等（10～20 ^{グラ} ）	12円
	第3順位	B4・A3判等（10～20 ^{グラ} ）	15円

※A4判を超える場合は、二つ折り等にしてA4判以内で折り込むものとする。

また、20^{グラ}を超える場合は、超える分の折込単価を加算するものとする。

別表第2（第4条関係）

1. 区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業

(1) 観光ホームページバナー広告

掲載位置	規格	形式	掲載料金（月額）
トップページ下	縦 80 ピクセル 横 306.67 ピクセル	JPG	会員 10,000円 非会員 20,000円

掲載位置	大きさ	色数	掲載料金（1回）	
			一般	世田谷まちなか観光交流協会会員、セラ・サービス会員、世田谷みやげパンフレット掲載指定事業者及び掲載交流自治体
3頁以降 （表紙（表裏）及び裏表紙を除く）	全面	4色	180,000円	140,000円
	1/2	4色	90,000円	70,000円
	1/4	4色	45,000円	35,000円

(2) 世田谷みやげパンフレット

別表第3（第4条関係）

1. 区内中小企業の経営支援に関する事業

(1) 区内中小企業向けビジネスサポートパンフレット

掲載位置	規格	形式	掲載料金（6か月）
裏表紙	縦 5センチ 横 18センチ	4色	25,000円

公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱細則

令和2年11月27日
世産公発第328号

公益財団法人世田谷区産業振興公社(以下「公社」という。)広告掲載要綱(以下「要綱」という。)の手續を定めるため、広告掲載細則を次のように定める。

第1条(定義)

この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)取引先 要綱別表第1 1 中小企業勤労者福祉事業に関する広告の掲載料(以下「掲載料」という。)第2号にいう取引先とは、要綱第5条第2項に定める者をいう。
- (2)世田谷まちなか観光交流協会会員 公益財団法人世田谷区産業振興公社内に事務局を置く、世田谷まちなか観光交流協会の定める規約第4条の種別に基づき、規約第5条により入会した者をいう。

第2条(広告申込方法)

広告申込を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、以下の広告の種類による締切日までに、広告掲載申込書(以下「申込書」という。)必要事項を記入のうえ公社に申請するものとする。

- (1)要綱別表第1 1 中小企業勤労者福祉事業に関する広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)第1号及び要綱別表第3 1 区内中小企業の経営支援に関する事業第1号については発行予定日の原則として60日前
 - (2)要綱別表第1 1 広告掲載料第2号及び要綱別表第2 1 区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業については掲載を希望する月の原則として30日前
- 2 公社は、掲載希望者が前条(1)に定めた者以外の場合、申込書に広告掲載内容及び会社概要を添付するよう求めることができる。
 - 3 掲載希望者は、公社が別に定める日までに、掲載する原稿等を提出し、公社は内容が要綱第3条に定める事由に該当しないか審査することとする。
 - 4 公社は、前項の審査の結果、広告内容が要綱第3条に該当すると判断したときは、速やかに掲載希望者に通知することとする。

第3条(掲載申込を拒否できる事由)

公社は、掲載希望者に以下の事由があることが判明した場合は、申込書を受理しないことができる。

- (1)掲載希望者に要綱第7条第1条から第4号に定める事由がある場合又はあった場合
- (2)掲載希望者の過去の広告内容に基づく利用者の評判が芳しくない場合

(3) 掲載希望者の広告内容が公社の事業内容と関連性がない場合

(4) その他公社が掲載に相応しくないと認める場合

第4条（広告掲載期間）

広告掲載期間は、以下のとおりとする。

(1) 第2条第1項（1）については発行から60日

(2) 第2条第1項（2）については掲載希望月からの1ヶ月以上かつ掲載希望月の属する年度の終了する月の末日を掲載期間満了日とし、1ヶ月単位での掲載とする。ただし、1ヶ月以内の掲載期間であっても1ヶ月分の掲載料を支払うことを掲載希望者が了承する場合は、この限りではない。またパンフレットへの掲載期間について、配布期間等に合わせる場合は、この限りではない。

2 前項第2号については、現に広告掲載している者（以下「広告掲載者」という。）が引き続き掲載を希望する場合は、掲載満了日の30日前までに再度第2条に基づき申込書を提出することにより、掲載期間を延長することができる。

第5条（広告掲載承認書）

公社は、広告掲載者及び掲載希望者からの広告掲載申込を審査し、広告掲載を可とする場合は広告掲載承認書を発行するものとする。

第6条（掲載料）

掲載希望者は、掲載料について要綱別表第1から別表第3に定める料金につき掲載期間分を一括払いとする。

2 公社は、広告掲載者及び掲載希望者に要綱第7条第1項第1号から第4号までに定める事由が判明した場合、当月から支払済の広告掲載期間終了月までの掲載料は返還しない。

3 広告掲載者が掲載期間中に掲載取消を求める場合、取消時に残余掲載期間が1ヶ月以上あるときは残月分を返還する。ただし、返金に伴う諸費用は広告掲載者の負担とする。

附 則

この細則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年7月1日から施行する。